

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 17 号に規定するたこつぼ漁業（たこつぼ漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3 年（2021 年）3 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 すべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ 漁業	たこつぼ 漁業	別記 1 のとお り	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年（2021 年）3 月 30 日から令和 3 年（2021 年）4 月 7 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 6 年（2024 年）2 月 29 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 使用するつぼの数は 1,500 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内芦北地先）

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界
- 乙 芦北町松が鼻
- イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端
- ロ 沖の島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖の島西端を基点として右へ 2 3 5 度 6 分 5 4 5 メートルのところ
- ハ 沖島北西端から真方位 0 度・1 8 1 メートルのところ
- ニ 木島南端から真方位 1 8 0 度・1 8 1 メートルのところ
- ホ 乙から真方位 3 5 1 度 3 0 分・1, 5 9 0 メートルのところ
- へ 乙から真方位 3 5 1 度 2 0 分・3 5 4 メートルのところ
- ト 芦北町と津奈木町との境界（福浦川尻中央点）
- チ 福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ